

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年3月12日

支出負担行為担当官
関東財務局総務部次長 古川 芳隆

記

※ 電子調達システムの利用

本調達には府省共通の「電子調達システム」(<https://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

1. 業務名称等

- (1) 業務名称 (H30)深川住宅ほか15住宅自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 業務場所 東京都江東区塩浜1-4-45ほか
- (3) 業務内容 電気事業法に基づく自家用電気工作物保安管理業務
- (4) 業務期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで

2. 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、業種区分が「役務の提供等」(建物管理等各種保守管理)の「A」、「B」または「C」等級に格付けされており、関東・甲信越地域の資格を有する者で、責任をもって業務を完了することができる者であること。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 電気事業法施行規則第52条の2で定める外部委託先の要件を満たしている者であること。
- (8) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
関東財務局 管財第1部 (第4)統括国有財産管理官
〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館 18階

(2) 入札説明書等の交付

- イ. 期間 平成30年3月12日（月） から 平成30年3月28日（水）
- ロ. 時間 平日9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分
- ハ. 場所 上記（1）に同じ

(3) 入札心得書及び契約条項を示す場所

上記（1）に同じ

(4) 競争参加申込

- イ. 期間 平成30年3月12日（月） から 平成30年3月28日（水）
- ロ. 時間 平日9時00分～12時00分及び13時00分～17時00分
- ハ. 場所 「紙」による競争参加希望者は、上記（1）に持参、若しくは郵送（期間内必着）とする。

(5) 入札書の受領期限

- イ. 日時 平成30年3月29日（木） 14時00分
- ロ. その他 「紙」による競争参加希望者は上記（1）に持参、若しくは郵送（期間内必着）とする。

(6) 開札

- イ. 日時 平成30年3月29日（木） 14時30分
- ロ. 場所 さいたま新都心合同庁舎1号館 16階 小会議室B

(7) システム障害

上記（2）から（6）について、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

(8) 入札価格

業務一式の総額で入札し、予定価格の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

(9) 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4. 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

5. 契約書作成の要否

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

6. その他

本件公告に関する問い合わせ先

管財第1部（第4）統括国有財産管理官
電話番号 048-600-1206